とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同条第十八号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第二十号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、特定地方管理空港運営者」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「特定地方管理空港運営者は、航空保安無線施設」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「特定地方管理空港運営者は、航空灯火」とする。

2～6　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する空港に係る航空法第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、改正後の航空法施行規則第九十二条第十六号（改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一条第二項において準用する場合並びに同令第四条及び附則第七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和八年三月三十日までの間は、適用しない。

その他告示

○総務省告示第三百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、信和会及び政治結社兼心館から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和三年総務省告示第三百八十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕	〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕
信和会	**信和会**
［略］	［同左］
［1　略］	［1　同左］
2　支出総額　45,120,923	2　支出総額　44,770,923
［3　略］	［3　同左］
4　支出の内訳	4　支出の内訳
経常経費　26,668,616	経常経費　26,468,616
人件費　21,200,381	人件費　21,000,381
［略］	［同左］
政治活動費　18,452,307	政治活動費　18,302,307
組織活動費　7,939,386	組織活動費　7,789,386
［略］	［同左］
［5～7　略］	［5～7　同左］